

# 青森県報

第四千十二号

平成二十七年  
六月二十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

### 公 告

- 青森県統合庶務システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(人事課) ……二
- 平成二十六年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(環境保全課) ……四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……五
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……六

## 告 示

青森県告示第四百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は名 氏名又は名	主たる事務所の所在地又は住所 弘前市大字城東中央一丁目四の二	居宅サービスの種類 通所介護	居宅サービス事業を行う所 名 称 所 在 地 株式会社ツルギヤ不動産 弘前市大字城東中央一丁目四の二	指 定 年 月 日 平成 三〇・六・八
-------------------------------	-----------------------------------	-------------------	--	---------------------------

青森県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は名 氏名又は名	主たる事務所の所在地又は住所 弘前市大字城東中央一丁目四の二	介護予防サービスの種類 通所介護	介護予防サービス事業を行う所 名 称 所 在 地 株式会社ツルギヤ不動産 弘前市大字城東中央一丁目四の二	指 定 年 月 日 平成 三〇・六・八
---------------------------------	-----------------------------------	---------------------	--	---------------------------

青森県告示第四百六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
むつ市大畑町水木沢三七の六 気仙 晃	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし てはえ縄漁業
むつ市大畑町上野三五 西手 貴之		
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三六の四 岡本 京一	三厩区域 三厩漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし てはえ縄漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三七 川村 常道		
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐藤 一文	深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし て一本釣漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二 岩根 孝夫		

# 公 告

青森県統合庶務システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県統合庶務システム機器等 一式

## 二 賃貸借期間

平成二十八年一月一日から平成三十二年十二月三十一日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。)

## 三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、A等級に格付けされている者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

## 五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十七年七月十六日午後五時までに青森県総務部人事課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部人事課管理・旅費グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇八

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目一の  
青森県総務部人事課管理・旅費グループ  
電話 〇一七 七三四 九一〇八

2 入札書の提出期限

平成二十七年八月四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇  
青森県庁舎北棟五階C会議室  
平成二十七年八月五日 午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の提出方法等  
入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年年度から平成三十一年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成三十二年年度の契約金額は落札金額に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 4, 2015

3 Contact point for the notice:

System Management Section  
Personnel Division  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570  
 JAPAN  
 TEL 017-734-9108

平成二十六年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十六年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
  - 1 事前協議 四百三十四件
  - 2 協議内容の変更の協議 六十件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	二、三七七トン
汚泥	三九、九六三トン
廃油	四四八トン
廃酸	二、二六〇トン
廃アルカリ	一、七七二トン
廃プラスチック類	二、八二五トン
紙くず	二トン

木くず	三、四七トン
繊維くず	二トン
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	六八トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九四七トン
金属くず	一五五トン
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	五、一四八トン
鉱さい	一、九七〇トン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	二九、二四トン
動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	五、四七トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）	二二、三四四トン
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三号に規定する産業廃棄物	一〇トン
感染性産業廃棄物	一、三二二トン
廃石綿等	二四トン
燃え殻及びばいじんの混合物	一七、二七九トン
燃え殻、鉱さい及びばいじんの混合物	一、四二トン
汚泥及び廃油の混合物	一、六一トン
汚泥、廃油及び金属くずの混合物	五トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	一九トン

汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	二四三トン
汚泥及び金属くずの混合物	一トン
汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	五二トン
廃プラスチック類、紙くず及び木くずの混合物	一三五トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	三六六トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	八、三七トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	八二九トン
廃プラスチック類及び繊維くずの混合物	二二トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	九八トン
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	二三八トン
廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	三三、七四三トン
廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	六六 トン
金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	六トン
合 計	三八三、五六一トン

三 協定の締結の件数

四百三十四件

四 環境保全協力金の額

二千七百十万八千八百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、長峰駒木沢地区の県営土地改良事業（農地保全整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月二十五日から同年七月二十三日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、内山地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間 平成二十七年六月二十五日から同年七月二十三日まで
- 三 縦覧の場所 平川市役所

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十七年三月十六日公表）の全部を次のとおり変更したので、同條第十項において準用する同條第五項の規定により公表する。

平成二十七年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成24年において、生産量が19万トンで全国第6位、生産額が43.2億円で全国第10位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。  
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。  
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水種、減少傾向にある。  
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	若干
まあじ	平成26年1月～12月	若干
まいわし	平成26年1月～12月	
まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	若干
するめいか	平成26年4月～平成27年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	若干
まあじ	平成27年1月～12月	若干
まいわし	平成27年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	若干
するめいか	平成27年4月～平成28年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする

必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた数量に関する事項

る事項

平成27年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成27年5月1日から平成27年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成27年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成27年5月1日から平成27年6月30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵期魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

(発行所・発行人) 青森市長豊二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------